別表六(九)付表の記載要領第１号中「）において同条第１項」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この号において「令和５年旧措置法」という。)第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)」を加え、「同条第８項第３号イ」を「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」に改め、「他の事業年度において同条第１項」の次に「又は令和５年旧措置法第42条の４第１項」を加え、同第１１号㈠中「「他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」－別表六(九)「１」) (1)」」を「「他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」)－(別表六(九)「１」) (1)」」に改め、同号㈡中「「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」－別表六(九)「４」) (3)」」を「「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」)－(別表六(九)「４」) (3)」」に改め、同号㈢中「「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」－別表六(九)「５」) (5)」」を「「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」)－(別表六(九)「５」) (5)」」に改め、同号㈣中「「他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」－別表六(九)「８」) (9)」」を「「他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」)－(別表六(九)「８」) (9)」」に改め、同号㈤中「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」－別表六(九)「16」) (18)」」を「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」)－(別表六(九)「19」) (21)」」に、「別表六(九)付表「18」」を「別表六(九)付表「21」」に改め、同号㈥中「「税額控除可能分配額 (23)×(24) (25)」」を「「税額控除可能分配額 (29)×(30) (31)」」に改め、同第１１号から第五号までを次のように改める。

3　「合算税額控除割合 ((12)、(17)又は(18))＋((12)、(17)又は(18))×(13) (小数点以下３位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」 (19) の欄は、当該適用対象事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該適用対象事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度。以下この号及び第９号において同じ。)が令和５年４月１日から令和８年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「0.1又は」を消し、当該適用対象事業年度が同年４月１日以後に開始する各事業年度である場合には「又は0.14」を消すこと。

4　当該適用対象事業年度が租税特別措置法第42条の４第８項第９号イ(1)に掲げる事業年度である場合における次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「基準年度比合算売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合 (別表六(十三)「11」)」 (24) の欄　記載しないこと。

(2)　「法人税額基準額 ((22)＋(別表六(十五)「９」))×(0.25＋(23)＋(24)) (25)」、「法人税額基準額 ((22)＋(別表六(十五)「９」))×(0.25＋((23)と(26)のうち高い割合)又は(27))) (28)」及び「(39)の当期税額基準額 ((39)×(0.25＋(23)＋(24)))又は((39)×(0.25＋((23)と(26)のうち高い割合)又は(27)))) (40)」の各欄　「0.25」とあるのは、「0.4」として計算すること。

5　「(8)＞４％かつ通算親法人の事業年度が令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合 ((8)－4/100)×0.625 (小数点以下３位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)」 (26) 及び「(8)＜マイナス４％かつ通算親法人の事業年度が令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合((11)＞10％の場合を除く。) ((8)＋4/100)×0.625 (小数点以下３位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)」 (27) の各欄は、「各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(九)「５」) (6)」の金額が０である場合には、記載しないこと。

別表六(九)付表の記載要領第七号中「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(32)」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(38)」」に、「別表七の三「７」」を「別表七の二「７」」に改め、同第八号中「「(32)の法人税額相当額　(33)」」を「「(38)の法人税額相当額　(39)」」に、「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(32)」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(38)」」に改め、同第九号を次のように改める。

9　「(39)の当期税額基準額 ((39)×(0.25＋(23)＋(24)))又は((39)×(0.25＋((23)と(26)のうち高い割合)又は(27)))) (40)」の欄（第４号(2)の規定により読み替えて計算する場合を含む。)は、当該適用対象事業年度が令和５年４月１日以後に開始する各事業年度である場合には「((39)×(0.25＋(23)＋(24)))又は」を消し、当該適用対象事業年度が同日前に開始した各事業年度である場合には「又は((39)×(0.25＋((23)と(26)のうち高い割合)又は(27))))」を消すこと。

別表六(九)付表の記載要領に次の１号を加える。

10　「調整後税額控除可能額 ((20)と((25)又は(28))－(40))のうち少ない金額) (41)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「((25)又は(28))－(40)」の金額が０に満たない場合には、当該金額を０として計算すること。

(2)　租税特別措置法第42条の４第８項第６号の規定の適用がある場合には、「((20)と((25)又は(28))－(40))のうち少ない金額)」とあるのは、「((20)と((25)又は(28))－(40))のうち少ない金額)＋(35)」として計算すること。